

なり友人なり——終生接觸してゐます。だから世界中の女が一人づゝ各一人の男に對し、彼が從來女に對して來た誤れる態度を改めさせる事が根本的な婦人運動であります。それはたゞ女が全體に於て男に劣らぬものとの感を抱かせるだけで充分であります。それが出来ないのは、全體に於て女が劣つてゐるからで、その責の一半は從來無理解であつた男にあります。

男は女を自分の從屬物とする事の不條理を覺つたら、女が自分と同じ高さに上る運動に對しては、協力こそすれ妨げをする理がありません。

男と女とで完全な人間が出来る。兩性は互に相手を補充し合つてゐる——カント

この平明な言葉の中のみ、婦人問題解決の原理があるのだらうと思はれます。(鈴木文四郎、婦人問題の話)

## 第十二課 結婚と道徳

### 一、社會と結婚

**結婚の目的** 我々は生物である。我々のすることには生物としての目的がなければならぬ。我々は又社會の一員である。我々のすることには社會の一員としての目的がなければならぬ。我々は又理性的存在である。我々のすることには理性的存在としての目的がなければならぬ。(中略)……その三つの目的が達成されて始めて結婚は、その意義を充實せしめ得るのである。さて生物學上より見たる結婚の目的は、専ら子孫の繁榮に在る。……(中略)……自然は男女を作り、之に依つて新種を造らうと計畫してゐるのである。その爲の男女の結合を結婚といふのであるから、結婚の目的は新しい種類の子孫を作るといふことにある。

而して此の新種を造る目的は進歩しつゝある社會、進化しつゝある宇宙に適應するやうな子孫を造ることにあるのだから、それは親よりも退歩したものであつてはならない。即ち親より勝れた新種を作るのが男女結合の目的なのである。優生學は此の目的を達成せんとする主張である。結婚の生物學的目的を考へる時當然優生學的考察が行はねばならない。

さて男女の結合は自然から見れば、極めて大切なことであるから、之を十分ならしめんとために、生物には愛慾の要求が與へられてゐる。……而して結合の目的は、その子孫繁榮にあるのであつて、愛慾の満足のみは、其の主目的を達成せんが爲の副目的、補助手段たるに過ぎないのである。

我々は生物としての人であると同時に、社會の一員としての人である。人が社會を作るといふことは、人が萬物の羣長たり得る所以の特質である。されば人は「互に結合する」ことを絶えず試みてゐる。その結合の一つは異性ととの結合であり、之が即ち結婚若しくは結婚生活である。……(中略)……

結婚の目的は共同生活である。併し同じ共同生活と言つても、親子間の共同生活以外に、更に愛慾の満足をも、生殖行爲をも、その共同生活に加へてゐるから、夫婦の共同生活は之を完全共同生活と稱へてよい譯である。……夫婦の生活がかくの如く完全共同生活であるが故に、その結合は他に較べて親密の度の高いことは勿論であり、又従つてその結合が持續的であることも當然である。

我々は生物である、同時に又社會人である。我々は此の如き知覺的存在であると同時に理性的存在である。此の理性的存在といふ立場から見ると、結婚に自ら別な目的がある。之を結婚の理想的目的と呼んで差支へないであらう。我々は生物として結婚して、子供を生むといふだけでは満足できない。又我々は社會人として結婚して、互に和合し苦樂を共にするだけでは満足出来ない。更に我々は結婚に依つて互に修養し、練磨し合つてより勝れた人物にならなければならぬ。それが結婚の理想的目的である。……(以下略)……(市川源三、結婚生活)

### 二、結婚の條件

【法律上の條件】 結婚又は婚姻は、當事者雙方の合意による一男一女の生涯の共同生活關係を、法律の承認したものである。婚姻は必ず一男一女の結合で、同性間は勿論、異性間でも男一人に女數人、女一人に男數人は共に法律の認めぬ所である。我が親族法は次の如く規定してゐる。

(一) 婚姻は一男一女雙方の自由意思によらねばならぬ。従つて心神喪失して婚姻の何たるかを解せぬ如き者の婚姻、又は人違・詐欺・強迫等による婚姻は共に無効

で、之を取消することが出来る。

(二) 男は滿十七年、女は滿十五年に達せねば婚姻出来ぬ。

(三) 重婚を禁止し、配偶者のあるものは、重ねて他と婚姻することを許さない。敢て之を犯せば刑法上の制裁を受ける。

(四) 姦通によつて離婚又は刑の宣告を受けた者は、その相姦者と婚姻することはできない。

(五) 親等の遠近を問はず、直系血族の間では婚姻を許さぬ。四親等即ち従兄弟姉妹から之を許す。又繼父母と繼子及び養親と養子との間でも婚姻を許さぬ。

(六) 男は滿三十年、女は滿二十五年に達する迄は必ず父母の同意を要し、もし繼父母又は嫡母だけの場合には親族會の同意を得る必要がある。父も母もない未成年者は後見人及び親族會の同意を得べく、尙婚姻しようとするのが家族である時は父母並に戸主の同意が必要である。

(七) 嘗て婚姻したことがある女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月後でなければ再婚出来ぬ。解消とは夫の死亡又は離婚を意味し、取消とは法律上の要件を缺いたため婚姻の成立せぬ場合である。

以上は婚姻に關する實質的要件であるが、更に形式的要件として、民法は第七七五條により「戸籍吏に届出づる」ことを要求してゐる。即ち婚姻せんとする男女は、成年の證人二人と共に口頭若くは署名した書面により戸籍吏(市町村長、東京・京都・大阪區長)に對し、婚姻届をせねばならぬ。

### 結婚と年齢

結婚生活を幸福ならしめる爲の生理的條件の一つとして、男女の年齢を考へなければなりません。年齢が違へば、思想なり、感情なり、趣味なり自ら違ふものでありますから、餘り懸け離れた年齢の者が結婚することは斷じて避けなければなりません。生理的に云へば、男女共に、心身が十分なる完成を告げた時が、即ち結婚に入るべき時であります。それは男子では、大約二五—三〇歳であり、女子では、二〇—二五歳と云ふことが出来ます。……(中略)……夫婦の年齢の相違は、先づ五六歳乃至十歳と見ればよいでありませう。吉田章信博士は男二十五—二十九歳、女二〇—二四歳の年齢階級を以て最も適當な結婚年齢と見做すべきことを述べて居られます。實際日本では現在の年齢の結婚が最も多數を占めて居ます。(醫學博士、永井潛、結婚讀本)

### 三、結婚生活の永遠性

【離婚率が年々増加】 統計上のみから云へば、必ずしも年々増加するとは斷言出来ぬが、事實上は多いやうに思はれる。殊に内縁關係を結び乍ら之を解消する如き者は、之を正確に知る材料はないが、年々相當數に達することと思ふ。

### 第十三課 歴史の尊重

#### 一、人間と歴史

歴史及び歴史的 英 History; Historical 獨 Geschichte; Geschichtlich 歴史と云ふ語に二義がある。一は事件の経過其ものを意味し、一は其経過に關する記録の義である。通常某國の歴史、某事項の歴史といへば、其史書即ち後者の義に解せられることが多いが、必しも其が記録とならざる場合にも史と稱せられることがある。歴史的といへば固より此経過其ものをいふのであるが、是は單純なる事實としての意味のみならず、論理的法則性が其中心となることを意味する。此の如くして更に進めば、歴史的が即ち實在の眞髓なりとするヘーゲルの哲學が生ずる。歴史を分けて一般的・特殊のとし、或は政治史文化史其他各科の歴史となすことも出来る。斯る歴史の知識は科學と異なり、單に一回のみ起る事件の連續を記述する所に其特色を存する。(岩波哲學辭典、桑木博士)

#### 二、現在の理解と過去

歴史に於ける時 歴史は過去の時間上に起つた事蹟を對象に持つと考へられ、歴史教授は過去を示して現在を理會せしむるのであるとも云はれるが、その歴史の云ふ過去とはそも如何なる意義のものであらうか、そも、歴史に於ける「時」とは何を意味するか。歴史教授は過去を示して、現在を理解せしむると云ふも、しかし過去の理解は、過去より現在を理會せしめんと云ふその意味の現在に立脚して居るのではあるまいか。なほ之を押しつめて考へると、歴史とはそれ自體の本質的なる意味に於ては、理想又は永遠を含む意味に於ての現在の未來に無意識に立脚し、歴史的事實を参照して構成せられた現在の過去ではないであらうか。(文學博士 榊崎淺太郎、歴史教育の基本問題)

#### 三、青年と歴史

「傳統」の語は、一種かび臭い言葉として兎もすれば嫌はれ勝ちであり、就中青年は、一概に傳統を破壊せんと

する傾向がある。併し傳統の中には良いものもあり悪いものもあつて、悪い傳統は之を捨てると共に良き傳統は尚く迄維持せねばならぬ。一國・一民族の生活規範は當該國家・民族の風習、換言すれば廣義の傳統に支持されると云ふも過言ではない。我等の衣食住を初め、起居動作の大部分は傳統に支配されて居り、その故に又如何程人間生活が經濟的に營まれるか知れぬ。就中、傳統の中でも國家の存立上その中核的要素を占めるものは、宗教的、道德的、藝術的の奈何を問はず、それが維持發展を自覺的に助成すべきである。

#### 四、國史の成績

歴史教授の目標 日本人的自覺は、自覺せる精神に映じた國史の成績を體認することによつてのみ得られる。歴史教授の目標は正に此に置かるべきである。榊崎博士は次の如く云はれる。

「勿論歴史教授に於ては、歴史上重要な事蹟を授けて社會の變遷、文化發展の過程を明らかにし、國家盛衰の由る所を理解せしめ、過去の史實によつて、現代を明確に理解せしむることも極めて重要である。され

ば獨逸改正高等學校教科規定にも、歴史教授は過去によつて現代を把握せしめ、之に基づきて、青年をして政治問題に對する批判的精神を養ひ、歴史的活動に對する實踐的意志の重要を認識せしめ、政治的責任感を喚起せんとすると、歴史教授の一目標を明かにして居る。即ち現代を指導し、現代を改善するは、將來に於ける青年の最大任務である。この任務を果さんがためには、現代の各文化組織、文化活動を先づ眞に正しく理解しなくてはならない。而してこの理解を歴史教授は過去を辿りて理解せしめんとする重き任務を持つ。

しかし歴史教授の最重要なる點は、個々の重要な歴史的事蹟を知らしむるにあらずして、歴史生活の内に躍動せる歴史的精神、換言せば眞の人間精神並に國民精神を躍如たらしむるところに存するであらう。若しこの一事を忽にして、徒に歴史的事蹟の教授又は傳達に終始するならば、それは高等普通教育に於ける歴史教授の中心使命を誤るものと云はなくてはなるまい。されば獨逸のブロイセンの學則に於ても、個々の知識は決して歴史教授そのもの、目的では無いことを次の如くに明確に規定して居る。

Die an sich unentbehrliche Kenntnis von Einzelheiten darf niemals Selbstzweck sein.

(橋崎淺太郎、歴史教育の基本問題)

右は歴史教授の目標を示したものであるが、この事は或る程度迄修身教授、特に國民道德的教材を取扱ふ場合にも共通するものと思はれる。

### 五、國粹保存

【史蹟名勝天然記念物保存法】大正八年四月法律第四四號を以て公布、六月一日より施行さる。史蹟、名勝及び天然記念物等の中より審査研究の上、主管する國務大臣によつて指定する。大正八年より昭和三年十一月末日迄は内務省が之を主管し、内務大臣が指定したが、同年十二月一日より文部省に移管となつた。

### 六、將來の歴史

歴史の尊重すべきことが理解されたならば、我等が刻々に形成しつつある將來の歴史をしてより善きものたらしめ、より美しきものたらしめるやう發奮する筈である。

## 第十四課 國民道德

### 一、國民道德の意義

國民の道德的規範は、夫々の國民に於て特殊の様相を具してゐる。各國民に固有にして、同時にその國家及び國民の存續發展上根幹たるべき道德を名付けて國民道德といふのである。我が國民道德の體系は夙に教育に関する勅語に明示せられて居り、忠孝、就中忠を道德の第一義とし、天壤無窮の皇運扶翼を絶対の理念とすることは、既に述べた所である。今參考迄に二三國民道德に關する考へを紹介しよう。

(一)西晉一郗氏 我邦に忠が、支那に孝が最も重んぜられ、其他西洋各國それ／＼多少特色ある國民道德の發達を見る。故に凡そ現實の道德は悉く國民的特色を帯びる道德であるといふのが道德一般の眞理で、道德の道德たる普遍的性質は此等特殊の現實的の道德に即して存するので、普遍的道德が別に超然として存するのではない。此現實的特殊道德に遍在する普遍的道德性を論明するのが倫理學の任であるが、倫理學其物が形式内容上矢張り何等かの特色を存することは上述の通り

である。されば此特殊性を脱出し能はざる倫理學諸説に即して道德普通の理を見る外はないので、眞に生命ある倫理學は結局は國民的特色を帯びて出現せねばならぬ理である。倫理學的理論の形式にも國民的特色の見ゆるは蓋し思想の運び方、問題提出の仕方其物にも國民的特色が添ふからであらう。

(西晉一郗、岩波哲學辭典中)

(二)濶作安変氏 元來、道德は二方面を備へて居る。其一は普遍的方面で、其二是特殊の方面である。前者は人として踐むべき道、人として修むべき徳を指すのであつて、古今に通じて東西に照らして少も變りがない。此點からいへば、道德は人類共通の事實である。ところが道德には別に特殊の方面がある。是は人として踐むべき道、人として修むべき徳といふよりか、人の中の大部分、而かも其重要なる部分を占めて居る國民として踐むべき道、修むべき徳である。即ち特に國民的内容の豊富で、國民的色彩の濃厚なる道德である。此道德は國民に依つて必ずしも其趣を一つにしない。是が即ち國民道德である。其國民の國家生活に取つて根本的の道德といふ意味である。是故に國民道德なるものは、之を有する國民の

依つて以て存續し發展する所以のものであつて、是が盛んであれば國家が榮え、之に反して、是が衰へれば國家も亦衰へて來るのである。かくて、國民道徳は國民に依りて各々其趣を異にするものであつて、英國國民には英國國民の國民道徳があり、米國民には米國民の國民道徳がある。故に國民道徳を以て地理、歴史、家族組織、國體、國民性等に其根柢を有して、國民の存續、發展に缺くべからざる道徳であるといふてよい。要するにそれは國民の歴史的な生活の結晶であり、エキスであつて、取分け、歴史味の豊富な道徳である。(同氏、國民道徳綱要)

(三) 重理重三郎氏 國民道徳の意義に就いては、從來種々の議論が存し、種々の解釋が施されてゐるが、之を大別すれば廣義と狹義との二つとすることが出来る。廣義に解釋するものは、國民道徳は國民の行ふべき道徳といふことで、國民は一切の道徳を行ふべきであるから、國民を主體とした一切の道徳を國民道徳と稱するのである。狹義に解釋するものは、國民道徳とは、道徳中の一種目で、個人道徳・家族道徳・社會道徳又は國際道徳などと並列してゐるものとするのである。更に狹義に解釋するものは、之を其の國民特有の道徳とするものである。例へば我が國に於ては、我が特有の國體愛護、忠孝一致、敬神崇祖等をさすので、正直とか勤勉とか節儉と

かいはが如きは、各國民共通の道徳、寧ろ人としての一般の道徳と觀念すべきものであつて、此等は國民道徳の概念に入らないとするのである。……(中略)……私はすべて之を取らないで、廣義の解釋を取るものである。(同氏、國民道徳論概要)

(四) 清原貞雄氏 國民道徳は其の國體に順應して發達した所の歴史的な成果であつて、其の國體の保全と其の國の發展とのために國民の守るべき道徳である。

此の國民道徳に關する定義を分析的に解釋する時は此の中に三つの大切な要素を含んで居る。一は、國民道徳は其の國の國體を基礎としてその上に打ち立てられたものであり、國體と相容れない所があつてはならぬと云ふ事であり、二は、國家の歴史的な推移に伴うて自然に發達したものであつて、或る國體の規約などの如く人が勝手に作つたものではないと云ふ事であり、三は、其の國體を擁護し、其の國の繁榮と健全なる發達とを圖るために、國民に對して之れを守る事を要求する實踐道徳であつて、單にその道理を明かにする事を以て能事畢れりとするもので無いと云ふ事である。

### 二、國民道徳と人道

國民道徳は決して利己的の道徳ではない。道徳の普遍的本

質は、正に個々の特殊相を有する廣義の國民道徳の實踐を通じてのみ實現され得るものである。人道又は道徳一般と稱するものは、特殊具體の道徳に即して考へられる道徳の一般的側面であつて、決してそれ自身獨立して存在するものではない。尙、之に關しては前項に記した西、深作氏等の意見を参照されたい。

### 三、國民道徳の成因

【國民性】 第四卷第十六課「我が國民性」の教科書本文並に備考を参照されたい。

【自然的環境に影響される】 日本民族に及ぼした地理的環境の影響について、小田内早大教授は次の如く云はれてゐる。

#### ▼火山噴出の土壤と樺島大根

われわれの日常食物としてゐる米でも麥でも、また大根でも葱でも、あのやうにもよく育つてゐるのは、勿論百姓のお蔭ではあるが、これらの作物の育つ土地即ちその土壤や地味や氣候が一番土臺となつてゐる。それと同じやうに、今日立派な民族として生立つてゐる日本民族の生活のなかには、作物における風土とおなじく、島國である地理的環境が血とな

り肉となつてゐることは争はれぬ事實である。

駿河と甲斐とに跨つてゐる富士山のすぐれた姿に對しての民族的憧憬が、何々富士と名づけられてゐる多くの圓錐火山と共に、どれだけ日本民族の藝術心を醇化したかは、今更いふまでもないが、この主峰富士山をはじめ、無数の火山が、更に裾野なる特徴ある風景を現出し、またそれらの噴出物によつての土壤が、たゞちに農作物の育成の上に特殊な作用を起し、それがかの樺島大根をはじめ、特殊の品種を齎しつつある。

大根は日本の特殊な作物の一つとされてゐるが、それを原料としての澤庵漬は、日本人の米食、米から出た糠と結合した純日本民族的な食物であることは、日本民族の生活と地理的環境とが融合しての特産物が、研究すればするほど多かるべきことを裏書する立派な證據品でもある。

#### ▼魚類と日本民族の増殖率

イギリスのフアールといふ學者は、魚類のもつてゐる脂肪は、人間の増殖率を高める要素だといつてゐるが、年々百万の人口増加で世界を驚かしてゐる我が日本民族の増殖率の原因の中にも、魚食がその原因の一つであらう。どんな山國の田舎でも、魚類の鹽漬や干物が安價で食膳に上せ得るわが國民生活において、沿海の漁村が到るところ生魚を常食として

ゐることは、漁村に人口集團を多からしむる重因ともなつてゐる。これは、フランスの人文地理學者ブライシュの已に説いてゐるところである。

常陸の沿海鹿島灘をうつ太平洋の荒波が、いたく常陸の漁民を賑へ上げ、その特質が太平洋のかなたメキシコの漁業に成功させてゐることなど、具體的な事例について、海洋が日本民族の生立に寄與してゐることを明かにすることは、文献にあらはれてゐる史實以上に、今後の實證的研究に待たねばならぬテーマである。

▼水田と傾斜地多き地形

地中海沿岸の諸民族の文化の發達は、その風土への適應性、例へば、その農業生産技術としての灌漑、また、耕作具の工夫などに原因してゐるといはれてゐるが、わが日本民族が到るところ傾斜地の多き地形に水田をつくり、また、それらに要する用水の工夫などが相當に日本民族の適應性を馴致したことも、文献にあらはれてゐない環境と民族生活との關係の大きな問題でなければならぬ。

世界的實在としての萬世一系の皇室を中心とする日本精神の轉現は、徳川時代に築かれた封建的的地方文化の特性をも、明治時代に中央に統一集中さすに役立たせたのであるが、日本精神の特質を日本民族全體の生活のなかに浸みこませるま

での、今後の運動は、わが島國また山國である地理的環境を認識して、豊かな文化の建設を地方化すること、かのフランスにおけるが如く地域化することが、篤くして新しき我が民族の文化を一層豊かにする所以であらう。(小田内通敏、日本民族と地理的環境)

【歴史】 本卷第十三課「歴史の尊重」を参照されたし。

四、國民道徳研究の必要

【全國小學校教員精神作興大會】 昭和九年四月三日、神武天皇祭を期して全國小學校教員精神作興大會が催されるに當り、天皇陛下には二重橋前廣場に於て畏くも御親樹を賜り、且小學校教育に關して次の如き優渥なる勅語を賜うた。

國民道徳ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

此の勅語を玉音いとも朗かに賜るに及び、居並ぶ全國小學校教員代表の三万五千餘名は、皆感激の涙に咽んだのである。

御親閱後引續き精神作興大會が開かれ、次の如き決議

をした。

一、吾等は協心戮力國民道徳の爲に邁進し愈々國民精神を發揚して驍國の宏謨を國民教育の上に光輝あらしめむことを期す

一、吾等は至誠一貫職分を樂み身を以て範を示し師表たるの本分を完うせむことを期す

### 第十五課 國體觀念の史的發展(一)

#### 一、國體觀念

國體の語義並に政體との區別については、第三卷第十課「我が國體」の教科書本文並に備考に説明して置いたから、それを参照されたい。尙教科書本文の方には國體を廣狹二義に分け、廣義には「國家組織の體様」とし、狹義には「主權存在の様式」として置いた。

【遠く支那の書籍に見え】漢籍に於ても種々の意味に使用されてゐるが、今參考迄に數個の例を挙げよう。

- (1)管子に「四正五官は國の體なり」とある。四正は君臣父子、五官は五行の官である。
- (2)春秋の穀梁傳に「大夫は國體なり」とあり、その註に、「國體とは君の股肱たるを謂ふ」とある。四肢を體といふことがあるから君の輔佐たる大夫を國體といふのである。
- (3)漢書に「儒林の官は四海の淵源なり。宜しく皆古今に明にして、故きを温ねて新きを知り、國體に通達すべし、故に之を博士と謂ふ」とある。

(4)舊唐書に「帝王の重んずる所は國體、切にする所は人情。苟も其の體を得ば、必ず大和に臻らん。如し其の情を失はば、是に小利に曲す」とある。

【我が國に於ても古代の文献に】我が國の古書では、出雲國造神賀詞の中に「國體」の字見え「クニガタ」と訓ませてある。江戸時代の學者の用法を挙げると次の如くである。

- (1)國家組織の體制の意。會澤安は「新論」及び「獨尊篇」の中で「國の體といふは人の身に五體あるが如し」、夫れ四體具はらざれば、以て人とすべからず。國にして體なければ何を以て國と爲さんや」と云つてゐる。
- (2)國の特有の風の意。森儼塾は二十四論の中で唐風に對して「吾が邦體」といふ語を用ひ、その項目中で皇統一系、敬神、義勇、封建制度、文物、風俗等を論述してゐる。
- (3)國の性質の意。高山健貞は國體を論じて「天の自然によつて、其の國々おのづから其形を異にし人其性を異

にす。日本國初より勇剛の性を以て國を治め亂を鎮む。

これを名けて武といふ。我國天の賦與の性なり」

(4)國の獨立自主の體面の意。栗山潜鋒は外國の無禮な書を納れて、之に報答するのは「國體を遐邇に示す所以にあらず」といつてゐる。

【建國の神話が之を明らかに示し】天壤無窮の神勅は我が國民上古以來の信念であり、天皇は神の御子孫であり、否、現人神として崇敬するのである。

【吾聞く、東に神國あり……】日本書記神功皇后の新羅御征討の條に見ゆ。

【北畠親房】具平親王の後、權大納言師重の子。資性忠誠にして學識深く、又武事に精し。永仁元年從五位下に叙せられたのを初めに、元弘三年車駕隱岐より還るに及び出仕して從一位に進み、大臣に准ぜらる。親房五朝に歴事し、文武の功頗る多く著書には神皇正統記の他、職原鈔、元々集、東家秘傳、二十一社記、古今集註等の名著がある。

【神皇正統記】六卷より成る。北畠親房の作。神系皇統によつてその御事歴を記したるもの。神代に起り後村上天皇踐祚の條に止る。

#### 二、徳川時代前期

【先づ當時の儒學者は……】江戸時代の儒教は、決して單に無批判的盲目的なものではなかつた。儒教が既に神道や國學の方面から批判を受けた許りでなく、儒者自身の中にも、早くから儒教に我が國民道德と一致せぬ點あるのを自覺し、且儒教の學說を我が國體に適用するやうに努めた。當時の儒者間に行はれた研究問題が、神道、佛教、武士道、神讓放伐、中外華夷の別、皇統の正閏、皇室と吳の太伯、許魯齊、朱舜水、赤穂義士等であつたのを見ても、儒教と國民道德との關係に關心が向けられてゐたことが分る。

【藤原惺窩は日本朱子學を唱道……】惺窩(皇紀二二二二—二二七九年)は永祿四年播磨に生る。幼より穎悟、我が國朱子學派の祖となる。惺窩は儒教と神道とを調和せんと試み「日本の神道も我心を正しくして萬民を憐み、慈悲を施すを極意とし、堯舜の道も之を極意とする也。もろこしにては儒道といひ、日本にては神道といふ。名は變り心は一なり」といつてゐる。

【林羅山】(皇紀二二四三—二二七七年)江戸時代に於ける朱子學者。藤原惺窩の高弟で幕府文教の創業者ともいふ

べき人。天正十一年京都に生る。慶長十二年家康に駿府に仕へ、後秀忠、家光に歴任し、律令の制、官府の書、宗廟の祭祀、異國交際の事に與る。寛永七年忍ヶ岡別墅の地五千三百五十坪及び二百金を賜はるに及び、書院及び塾舎を開く。是即ち後の昌平坂學問所の起原である。

【山鹿素行】(皇紀二二八二—三四五年)元和八年會津に生る。九歳羅山の門に入り朱子學を學ぶ。後兵學、神道、國學、老、佛等一切の學問を修得す。承應元年三十一歳にして赤穂城主淺野侯に仕へ、後江戸で家塾を開く。林家の忌む所となつて赤穂に幽閉さる。多くの著書中「聖教要録」「山鹿語類」「武教小學」「武教全書」「武家事記」「中朝事實」「配所殘筆」「謫居童問」等特に有名である。

素行は初め支那崇拜で、支那を尊んで、中華、中國、聖人の國とし、道は全く儒教にありと信じてゐたが、後その非を悟り、我が國體の優秀なることを自覺し、我が國を中朝、中國と稱し、支那をば外朝とし、我が國の皇祖皇宗の道を述べるやうになつた。

【山崎闇齋】(二二七八—三三四年)元和四年京都に生る。幼にして狡猾不遜、父之を患へ度して僧とし妙心寺に入らしむ。然るに性行修まらず、追はれて土佐に至る。

當時土佐に朱子學の一派として南學を唱ふる谷時中あり、就いて學び儒者となる。後江戸に出で、神道をも學んで垂加神道を立つ。彼は朱子を尊敬したが而も支那に心酔しなかつた。先哲叢談に闇齋の有名な問答として、「嘗て群弟子に問うて曰く、方今彼の邦(支那)孔子を以て大將と爲し、孟子を副將とし、騎數萬を率ひ、來て我が邦を攻むれば、吾が黨孔孟の道を學ぶ者は、之を如何せん」と。弟子咸答ふること能はずして曰く、小子爲す所を知らず、願くは其の説を聞かん。曰く、不幸にして若し此の厄に逢はば、吾が黨は身に堅を被り、手に銳を執り、之と一戦して孔孟を擒にし以て國恩に報ぜん。此れ即ち孔孟の道なり」とあるのは有名な話である。

【垂加神道】山崎闇齋によつて首唱された神道説。江戸時代に於て我が神道界を風靡してゐた吉田家の唯一神道、伊勢神道、吉川神道、伯家神道、忌部神道等を垂加翁山崎闇齋が集大成し特に一新機軸を出したるもの。垂加の號は伊勢神道の經典たる「倭姫命世記」の「神垂以三祈禱」爲先、冥加以正直爲事といふより出たものである。かくて闇齋は神垂祈禱、冥加正直の八字を守つて一生違

はじと誓つたことが「垂加草」の中に見えてゐる。

【水戸學】神道を根本義とし、之を扶翼するに朱子學を以てし、光圀に始まり、明治維新に至る二百三十餘年間大日本史編纂の大事業を中心として、常に敬神愛國の大精神を鼓舞し、大義名分を明らかにせる一大學派。

「忠孝二なく、文武岐れず、學問事業其の效を殊にせず、神を敬し儒を崇び偏黨あるなく、衆思を集め群力を宣べ以て國家の恩に報ず。」

といふのがその學の綱領である。光圀は明暦三年闇齋派の學者栗山潜鋒、三宅觀瀾及び安積濟泊、明の遺臣朱舜水等を聘し、彰考館を起して大日本史の編纂に着手したのである。

【山縣大貳】(一七二五—一七六七)幕末の勤王家。甲斐國巨摩郡篠原村の人。寶曆の初江戸に出で、後徒を集めて國典を講じ、大に士氣の振作に努む。桃園天皇の御前で皇權恢復を講述するに及び、幕府忌み處罰さる。時に「柳氏新論」十三篇を著はし、尊王の大義と幕政の排除を説く。後門弟をとつて教へたが、又幕吏に捕はれ、死刑を受く。明治二十四年正四位を贈らる。

【竹内式部】(一七二二—一七六七)正徳二年新潟に生

る。式部天資穎敏、儒學神道を修め、山崎闇齋の垂加神道説を究め、傍ら武藝にも通ず。常に皇室の式微を慨き、皇祖皇宗の遺訓を闡明し、天業經綸の道を講究した。門生七八百人。後幕府に捕へられ投獄。後一旦許されたが明和四年再び捕へられ八丈島に流さる。船中濕病を得、上陸後間もなく歿した。實に幕末勤王論の首唱者で、明治二十四年正四位を贈らる。

【淺見訶齋】(三三一—三三三)京都の儒者。近江の人。初め醫を業とせしも後山崎闇齋の人格に心服し、業を改めて儒となる。勤王の志厚し。明治四十三年十二月從四位を贈らる。

網齋の遺見 當時少數の識者は早くも國民の自主自尊を教へて居たが、世間多數の儒者は依然として尊外卑内の觀念に捉はれてゐた。時に訶齋は有名な「中國論」に於て堂々と國民の自尊を説いた。曰く、「さて、中國・夷狄と云ふことあるに付、唐の書に、日本をも夷狄と云ひ置けるを見て、とぼけた學者が、あら口惜や耻かしや、我は夷狄に生れたげなとて、我と作り病をして嘆くが、扱も淺ましき見識ぞ。我が生れた國ほど大事の中國が、何處にあらうぞ。國は小さく



と、何が違ふと、同じ日月を、唐人の指圖を受けもせず、戴いて居る國に、唐人が夷狄と書いて置いたほどにとて、最早はげぬやうに覺えて居るは、人に唾をかけられて、得拭はずに泣いて居ると同じ事ぞ。それでも、聖人も夷狄と云ふたものと云はうけれども、それは、唐の聖人は、唐からはさう云う筈。日本の聖人は、又、此の方を中國にして、あちを夷狄と云ふ筈ぞ。それでは、すれあふかと云へば、それが義理と云ふものぞ。大義を知らぬ者は、其處で迷ふ。易いこと、人にも親があり、我にも親がある。人の親の頭ははらるゝとも、我が親の頭ははられぬやうにするが、子たる者の義理ぞ。すぐに、其の、あちの親といふ親の子も又、面々に、我が親の頭をば、はらせぬやうにと思ふぞ。是ですれあふやうなれども、それで義理は立つものぞ。それでも、日本は小國じやと云ふ。それならば身代のよい者の親を見て、手前のそれより輕き身代の親ならば、役に立たぬ親父よとて、何處へぞ捨てよか。是れ一つで、合點のいたことぞ。或る人曰く、それでも日本より昔は遣唐使をはされて、此方より貢物を遣られたからは、日本は手下ではないか。それは、

無作としたことぞ。中比大義を辨へぬと云ふものにてそれは大義を辨へぬ誤ぞ。我が國は、天地開闢以來、餘所の國の蔭にて、立ちたる國にてなし。神代以來正統に少しも紛れなし。唐の責を讀んでなじめば、何處ともなく唐人形氣に成つて、日本は旅屋のやうに覺えて居る。古今第一の僻者なり。書物故、義理を破るとはかやうのことなり。」

と、如何にも綱齋の日本人的自覺の深さが窺はれるではないか。

【靖獻遺言】 淺見安正(號は綱齋)の著。二卷より成る。楚の屈原以下明の方孝孺に至る忠臣烈士にして時を得ず、凛然たる節義の人八人の文を撰集し、その略傳を掲げ、更に歷代忠臣義士の行狀を附示す。

## 第十六課 國體觀念の史的發展 (二)

### 一、徳川時代後期

【復古思想】 江戸時代に於て、儒學の復古主義と共に國學の復古主義が起り、その機運は荷田春滿に萌し、賀茂眞淵に至つて具體化し、本居宣長に至つて大成し、平田篤胤に至つては強い信念の下に普くその説を宣傳した。かくて之等所謂國學の四大人によつて儒佛を混へぬ神道即ち復古神道論が唱へられ、國民的自覺を促進した。

【契沖】 (皇紀三三〇〇—三三六一年) 近世國學の鼻祖。攝州尼崎の人。十一歳の時難波今里の妙法寺に入り、幸定を師として佛門に歸依す。後和泉國池田郷萬國村の伏見重員の家客となつた時、邸内善壽庵に起居して所藏の國書を披見した。此の頃から日本古典の研究に移つたと云はれる。本居宣長の如きは彼の「百人一首改觀抄」を見て國學に志したとまで云はれる。

【荷田春滿】 (二三二九—二三三六年) 家は世々京都伏見稻荷山の詞官。春滿幼より學を好み、國史律令古文古歌及び諸家の記録に至るまで博く通じてゐた。殊に「神代

卷」と「萬葉集」につき自得發明する所多かつた。嘗て漢學に對して國學を興さうとし、京都東山に地をトし、國學校の創設を幕府に建議した。

彼の學風は羽倉學といはれ、國家として古道を説いたのは春滿に始る。歌集には「春葉集」があり、萬葉復古を大に主張す。中世以來の淫靡風を慨き、一生戀歌を詠まなかつたといふ。

【賀茂眞淵】 (二三五七—二四二九年) 國學者にして歌人。元祿十年遠江國に生る。父は岡部神宮の禰宜。三七七歳京都に出て荷田春滿の門に入り國學を學ぶ。後江戸に出て國學を研究。門人に本居宣長を初め、荒木田久老、加藤直枝、加藤千蔭、村田春海等がある。古典研究としては萬葉集が中心であつたが、學問體系としては古道を究明するを目的とし、古事記研究に最後の目標を置いた。著書には「萬葉考」「冠辭考」「國意考」「語意考」を初め五十餘種ある。「賀茂眞淵全集」に收められてゐる。

【儒教を排斥し……】 眞淵は「萬葉考」「國意考」その他

に於て我が國性について説き、儒教が我が國に及ぼした弊害を歴史上から指摘し、極力之を排斥した。彼は「我が皇御國の古への道は、天地のまに〜、丸く平らかにして」といひ、我が國の古道は天地自然の道であつて、圓滿平易なのが特色なるに對し、儒教は人爲の矯飾に過ぎて不自然であり、人を巧詐奸佞ならしめると考へた。そして、漢土では君臣の道が立たずに屢々革命が行はれ随つて儒教が我が國に盛んになつて以來禮文は整つたやうなるも天地自然に合する古の神皇の道が衰へ、臣下の者が權を擅にするに至つたと歎いてゐる。

【本居宣長】（二三九〇—二四六一年）享保十五年伊勢松坂町に生る。幼より學を好み、兼ねて歌道に志せしが、二十三歳で京に上り、朱子學及び醫學を學び、二十八歳歸郷して醫を業とす。偶賀茂眞淵松坂に來るに及び請うてその弟子となり、専ら古學に傾倒す。時に三十四歳。多くの著書中「古事記傳」四十八卷は拮据三十五年の勞作に成る名著である。此の他神道に關する「直毘靈」を始め、國學上の著述頗る多い。

【冠字考】十卷より成り、賀茂眞淵の著。古事記、日本紀、催馬樂、その他國史格式等より、我が國の凡ゆる枕辭を

集め、五十音順に排列して註釋説明したもの。

【かの「大和心」を詠じた……】いふ迄もなく、「敷島の大和心を人とは朝日に匂ふ山櫻花」の歌である。

宣長の我が國の道 宣長は漢意、佛意を除き、純粹の古意、古道を明かにせんとして曰く、

「そも此の道は如何なる道ぞと尋ねるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず。此の道はしも、可畏きや高御座、日神の御靈によりて、神祖伊弉那大神伊弉美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひ、保ちたまひ、傳へ賜ふ道なり。故是を以て神の道とは申すぞかし。」

と。かくて宣長は我が古道を以て、世界萬國の絶對至上の道なりとし、他國の教は皆その一端をとつたもの故中正ならずとしてゐる。

【平田篤胤】（二四三六—二五〇三年）姓は大和田、安永五年秋田に生る。八歳にして儒學を藩儒中山青我に學びしが、二十歳にして江戸に出で、後平田家の養子となる。以後國學に専念し、宣長歿後の門人となる。後京都に入り復古神道を唱へ、盛名天下に高し。されど篤胤の説は幕府の基礎を動かす恐れありとして當局の忌諱する

所となり、江戸を追はれて秋田に歸る。著書百餘卷、中にも「古史成文」「古史徵」最も有名なり。

【内尊外卑、儒教排斥の旗幟を一層強化……】篤胤は古神道を以て唯一至上のものとし、古學を以て、

「此方の學風を古學と云ひ、學ぶ道を古道と申す故は、古へ備道の道まだ御國へ渡り來らざる以前の、純粹なる古の意と古の詞とを以て天地の初よりの事實をすなほに説考へ、その事實の上に眞の道の具はつてある事を明らかにする學問である故古道學と申すべし」とし、當時一部の人に行はれた神儒佛の三教一致の説を非とした。彼は神道者や心學者が俗歌の「別け登る麓の道は多けれど同じ雲居の月を見るかな」とか、「雨あられ雪や氷と隔つれど解れば同じ谷川の水」などいふのを引き、神・儒・佛何れもその名は異なるも所詮は一なることを説くのを反駁し、それは「下駄に焼味噌、御月様に泥龜も、皆同じことといふよりは、もつと相違なのでござる」と喝破した。

【藤田幽谷】（皇紀二四三四—二四八六年）水戸の儒者。小野篁の後裔と云はる。幽谷幼より穎悟人に絶し、十五歳彰考館の館生となる。君臣の大義を論じて「正名論」

を著す。武公の時拔擢されて小納戸となり編修の事を總裁し、祿二百石を食み、哀公の時には班を通事に進めた。罪を得て屏居中「勸農或問」二卷を著す。

【會澤安】（二四四二—二五二三年）水戸藩の儒者。藤田幽谷の門に學びその高弟となる。師の歿後任を繼いで彰考館總裁となる。彼の邊備に關する建議が幕府側で用ひられるに至り、安政二年將軍家定が諸藩の老儒者を引見した時彼も召さる。文久三年八十二歳で病死。朝廷に奉つた「迪彝編」を初め、著書頗る多い。明治二十四年四月正四位を贈らる。

【藤田東湖】（皇紀二四六六—二五二五年）幽谷の子。幕末の勤王家。幽谷の卒去に會ひ家督を繼ぎ祿二百石を賜り、後彰考館總裁代役に進む。弘化元年五月、藩政改革に對する幕府の疑惑と奸臣の讒誣により齊昭の致仕謹慎を命ぜられるに及び東湖も亦蟄居となり、且祿を減がる。翌年江戸小梅村の藩侯別墅に移る。幽囚の間終日瓦座、自叙傳を録して八韻十四句を得、その句を十一篇とし、國家の盛衰する所以のものを叙した。是れ即ち「回天詩史」である。又文天祥に倣つて「正氣歌」を作つた。又彼の「弘道館記述義」は有名なものである。

【弘道館記】弘道館とは水戸藩の藩學の名である。齊昭(烈公)が儒臣と議し、廣く學制を考へ、天保九年水戸城中第三郭内に學館を建て、之を弘道館と名付けた。その學風は皇道を基礎とし、儒道を翼としたもので、その精神を齊昭自ら撰んだものが弘道館記である。

弘道館記の全文次の如し。  
弘道者何。人能弘道也。道者何。天地之大經。而生民不可須臾離者也。弘道之館。何爲而設也。恭惟上古神聖。立極垂統。天地位焉。萬物育焉。其所由以照臨六合。統御宇內者。未嘗不由斯道也。寶祚以之無窮。國體以之尊嚴。蒼生以之安寧。蠻夷戎狄以之率服。而聖子神孫尚不自足。樂取於人。以爲善。乃若西土唐虞三代之治教。資以贊皇猷。於是斯道愈大愈明。而無復尙焉。中世以降。異端邪說。誣惑世。俗儒曲學。舍此從彼。皇化陵夷。禍亂相踵。大道之不明於世也。蓋亦久矣。我東照宮撥亂反正。尊王攘夷。尤武允文以開太平之基。吾祖威公實受封於東土。夙慕日本武尊之爲人。尊神道。繕武備。義公繼述。嘗發感於夷齊。更崇儒教。明倫正名。以藩屏於國家。爾來百數十年。世承遺緒。沐浴

浴恩澤。以至今日。則苟爲臣子者。豈可弗思所以推弘斯道。發揚先德乎。此則館之所以爲設也。抑夫祀神御雷神者何。以其亮天功於草昧。留威靈於茲土。欲原其始。報其本。使民知斯道之所繇來也。其營孔子廟者何。以唐虞三代之道折衷於此。欲欽其德。資其教。使人知斯道之所由益。大且明。不偶然而也。嗚呼我國中士民。夙夜匪懈。出入斯館。奉神州之道。資西土之教。忠孝無一文武不岐。學問事業不殊其教。敬神崇儒。無有偏黨。集衆思。宜辭力。以報國家無窮之恩。豈徒祖宗之志弗。聖。神皇在天之靈亦將降鑒焉。建斯館以統其治教者誰。權中納言從三位源朝臣齊昭也。

【正氣歌】右に述べた如く江戸盤居中に書いたもので、その全文は次の如くである。

天地正大氣、粹然鐘神州、秀爲不二嶽、巍々聳千秋、注爲大瀛水、洋々環八洲、發爲萬朵櫻、衆芳難與儔、凝爲百練鐵、銳利可斷髮、盡臣皆熊羆、武夫盡好仇、神州孰君臨、萬古仰天皇、皇風治六合、明德伴太陽、不世無汚隆、正氣時放光、乃參大連議、侃々排覆疊、乃助明主斷、颯々披伽藍、中郎

管用之、宗社磐石安、清丸會用之、妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分、忽起西海颶、怒濤噴胡氛、志賀月明夜、陽爲鳳盤巡、芳野戰酣日、又代帝子屯、或投鎌倉窟、憂憤正憤々、或伴櫻井驛、遺訓何慇懃、或殉天目山、幽囚不忘君、或守伏見城、一身當萬軍、昇平二百歲、斯氣常獲伸、然方其鬱屈、生四十七人、乃知人雖亡、英靈未嘗泯、長在天地間、隱然叙彝倫、孰能扶持之、卓立東海濱、忠誠尊皇室、孝敬事天神、備文與奮武、誓要清胡塵、一朝天步難、邦君身先淪、頑鈍不知機、罪戾及孤臣、孤臣因葛葉、君寬向誰陳、孤子遠墳墓、何以謝先親、荏苒二周星、唯有斯氣隨、嗟予雖萬死、豈忍與汝離、屈伸付天地、生死復奚疑、生當雪君冤、復見張綱維、死爲忠義鬼、極天護皇基、以て東湖の盡忠報國の氣概を祭し得よう。

二、明治時代

三、大正昭和時代

國體觀念明徴の宣言 八月の國體明徴に關する政府の聲明

を以て不十分なりとする聲が諸方に起るに及び、同年十月十五日、政府は更に次の如き國體明徴に關する再聲明を發した。

曩に政府は國體の本義に關し所信を披瀝し以て國民の嚮ふ所を明にし愈々其精華を發揚せんことを期したり。抑々我國に於ける統治權の主體が天皇にましますことは我國體の本義にして帝國臣民の絕對不動の信念なり、帝國憲法の上論並條章の精神亦茲に存するものと拜察す、然るに漫りに外國の事例學說を援いて我國體に擬し統治權の主體は天皇にましますとせずして國家なりとし、天皇は國家の機關なりとなすが如き所謂天皇機脚説は神聖なる我國體に戻り其本義を愆るの甚しきものにして嚴に之を交除せざるべからず、政教其他百般の事項總て萬邦無比なる我國體の本義を基とし其眞髓を顯揚するを要す、政府は右の信念に基き茲に重ねて意のあるところを闡明し以て國體觀念を愈々明徴ならしめ其實績を收むる爲全幅の力を效さんことを期す。

### 第十七課 國民道德と外來文化 (一)

#### 一、國民道德發達の契機

我が國民が古來異國文化の攝取力同化力に旺盛であつたことは、既に第四卷第十六課「我が國民性」中に於ても述べた所である。同化は決して異國文化の單なる模倣ではない。自國固有の文化を基礎とし、之を培養助長し、以て世界文化に貢獻することとなければならぬ。本課に於ては、之等外來文化が吸収同化された状態を知らしめることが主眼である。

#### 二、民族固有の精神

神道の本義 神道は即ち惟神の道であつて、我が民族の傳統的精神の根幹をなすものである。之に關して河野省三博士の所説を引用する。

「我が國の思想史を大觀すると、佛教が傳來して、専ら神道と習合した神佛調和の時期と、儒教が佛教を排撃して、強く神道と調和した神儒一致の時期と、神道が古典の上代思想に復歸して、主として國體觀念と結合された時期との三時代に大

別することが出来る。その第一期は大略、大化改新前後から中世期にかけての時代、その第二期は大體、近世期即ち江戸時代、特にその前半期で、その第三期は専ら近世期の後半に進んで、國學の興隆した頃から現代にかけての時代である。それらの間に、神佛佛の三教が或は融合し、或は互に背反した複雑な關係はあるが、要するに我が思想史の中心思潮は神道であつて、それは取も直さず日本民族固有の精神であり、又その展開したものである。それ故、日本思想史は、東洋の二大思想が神道を中心として發達し、更に最近に至つて西洋の一大思想が之と交渉しつゝある過程である。然らば其の神道とは何であるか。

神道といふ語が我が國の古典に初めて見えてをるのは、「日本書紀」の用明天皇の卷であるが、そこには天皇が佛法を信じ、神道を尊ばれたと云ふ記事が見え、次いで孝德天皇紀の大化三年の條には「惟神 我が子知すべしと故寄させき。是を以て、天地の初より君臨之國なり」といふ詔の「惟神」といふ語の註に「惟神者、謂神道、亦自有神道也」と解釋してゐる。即ち神道といふのは「神ながら」とい

ふ信念を表現した語である。

「神ながら」といふ言葉は「萬葉集」や「續日本紀」の宣命などに屢々見えてゐる所の、我が上代の極めて高い信仰心理を表現する語であつて、主として天皇が明御神として此の大八洲國を統治されることを直寫するものであるが、又その御統治に参加し奉り、その御威に力を添へ、心を歸せ奉ることをも「神ながら」と稱してゐる。それ故、神道といふ語は天皇の御統治と御威と、それを奉戴する國民の忠誠と努力とを中心内容とした概念に外ならない。本居宣長の名著、「直隸書」に「天照大御神高天原に大坐々て、大御光はいさゝかも曇りまされず、此世を御照しなまし、天津御靈はた放れまされず傳はり坐して、事依し賜ひしまに、天の下は御孫命の所知食して、天津日嗣の高御座は天地のむた、常磐に堅磐に動く世なきぞ、此道の靈く奇く、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き微なりける。そも此道はいかなる道ぞと尋ねるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず。此道はしも可畏きや、高皇產靈神の御靈によりて、神祖伊弉諾大神、伊弉冉大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひ、保ち給ひ、傳へ賜ふ道なり。故是を以て神の道と申すぞかし」と述べてゐるのは、正に此の意義である。此の悠久の過去からの民族的信念を天神の命

と稱してゐる。神ながらといふのは此の天神の命の信念であり、神道といふのはその信念の組織的に展開された精神、若しくはその強調された意識である。

神道とは要するに皇祖皇宗の遺訓としての皇道であり、日本民族の生活原理としての日本精神であり、日本人のやまと心の純眞な姿とはたらきとである。それ故、それは西行法師の所謂「かたじけなきの涙」であるとも見られ、藤田東湖の所謂粹然として神州に鎮る天地正大の氣であるとも考へられる。而して最も簡明適切に之を言ひ現はすならば、神道とは日本民族の傳統的信念及び情操であると云はねばならぬ。(河野省三、國民道德本義)

#### 三、儒教の傳來

儒教の意義 支那の孔子を祖とする倫理道德の教。其の由來を釋ねれば、孔子は堯舜を祖述し、文武を憲章すと中庸に述べてある通り、孔子は堯舜及び周の文王武王の教、其の他古來の思想を集めて大成したものである。孔子歿後、大正十一年は正しく二千四百年に相當するが、其間儒教にも幾多の變遷があつた。其大略をいへば漢唐の訓詁學、宋明(の)性理學及び清朝の考據學で、之を儒教の三大變といふ。儒教の根本義は天であつて、儒教の目

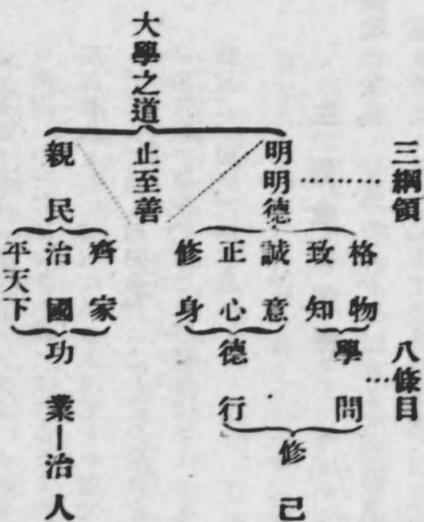
的は修己治人の四字に攝することが出来る。修己は即ち儒教の倫理説で、治人は即ち其の政治説である。吾人は聖人たらんことを以て標的とし、吾人の本務を五倫とし、徳目を五常といふ。身修まりて後家齊ひ、家齊ひて後國治まり、國治まりて後天下平かなので、修己は即ち治人の本、治人は即ち修己の効果であるといふ。其の主意を組織的に述べたものは大學である。修養法に就いては孔子は博く文を學び、之を約するに禮を以てすといひ、中庸には其の趣意により尊徳性道問學といつたが、後儒夫れ夫れ自己の意見を述べて居るけれども、要するに其の範圍を出づることが出来ぬ。(宇野哲人、岩波哲學辭典)

四、儒教とは何か

【子思】 名は伋、字は子思、孔子の孫、伯魚の子。傳記不詳。史記の孔子世家には、「嘗て宋に困む、子思中庸を作るとある。その學統に關しては、韓愈は「子思之學蓋出曾子。」とし、程伊川及び朱子も亦此の説をとつてゐる。

大學の三綱領と八條目

三綱領中「親民」は程子の説に従ひ、「民を新にす」と讀むべきである。明德は修己で親民は治人である。共に至善に止まるべきものである。格物致知に始つて治國平天下に終るまで、よく儒教の目的を整然と示してゐる。宇野哲人博士は此の三綱領八條目を次の如く圖示してゐる。



大學の本文は次の如くである。  
古之欲明明德於天下者、先治其國。欲治其國者、先齊其家。欲齊其家者、先修其身。欲修其身者、先正其心。欲正其心者、先誠其意。欲誠其意者、先致其知。致知在格物。物格而

后知至。知至而后意誠。意誠而后心正。心正而后身修。身修而后家齊。家齊而后國治。國治而后天下平。

中庸の根本思想 老子は天地自然の道により、人は無爲恬淡で無ければならぬと説くから、如何にも根據ある説のやうであるが、孔子の仁は人の人たる道といふ計りで何となく薄弱に聞こゆる。子思はこの缺點を補はんが爲めに、天人合一を説き、道の本原は天に出づとしたのである。開卷第一に天命之を性と謂ふ、性に率ふ之を道と謂ふとあるは、其の意味を明らかにしたものである。……

老子の主張する所は、高論空言、到底實行出来ないが、我が祖孔子の學は中正平易、永久不變に行ふべきものといふ意を寓して、中庸と名づけたと思ふ。性は天の命する所即ち天賦であつて、性に率へば即ち道である。天道は即ち人道、人道は即ち天道である。子思は之を名づけて誠といふ。即ち誠は天の道なり、之を誠にするは人の道なりと説いて居る。獨り天、地の道が誠であり、人の本性も亦誠であるのみならず、萬物の本性も皆誠である。鳶飛んで天に戻り、魚淵に躍るが如き、草木の四時に開落するが如き、皆誠の發現である。誠は物の終始、誠ならざれば物なしとは、是れを謂つたものである。誠

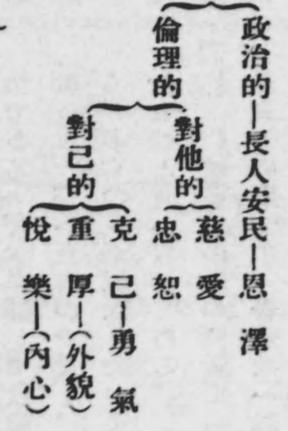
に誠は天人合一、物我一體の樞機である。それで彼は唯天下の至誠なるものは、よく己の性を盡くし、よく人、物の性を盡くし、天地の化育を贊け、天地と參すべしと頌して居る。(宇野哲人、支那哲學史講話)

【論語】 孔子の言行、弟子及び當時の人との問答、及び弟子の言行を集録したもので、孔子の學説を知る唯一の資料である。著者に關しては種々の異説があるが、要するに一人で書いたものでなく、又同時に出来たものでもなく、多くの人が記録したのを孔門弟子の弟子等が編纂したものと考へられてゐる。

【仁】 仁は孔子の教の極致である。孔子が嘗て弟子曾參と子貢とに語つて、吾道は一以て之を貫くと言つたのは、要するに仁に外ならぬ。……孔子の仁は其殆んど仁を以て許した人が無いのを見ても、決して簡單なもので無い。子、罕れに仁を言ふとあるけれども、論語中に仁を説いた所は可なり澤山ある。然し孔子は仁其物を説明せず、仁を爲す方法、仁の効果、又は仁者の心理等を説明して居るので、仁は何ぞといふことに就いては古來種々の解釋がある。……最後に伊藤仁齋の説によると、仁は慈愛の徳、遠近内外、充實通徹、至らざる無きを仁と

いふ。是が最も穩當と思はれる。孔子の仁、佛陀の慈悲、耶蘇の愛と殆んど符節を合はす様であるが、原始佛教や耶蘇教は平等博愛主義で、神佛の前には人間は平等であるといつて居る。孔子の仁は夫れとちがひ、差別的の平等、等殺的の博愛である。四海の内皆兄弟なりなどいふ平等博愛主義の言葉もあるが、親疏の別により、自分に

最も親しい親子兄弟から他人に及ぼし、最も近い郷里から他國に及ぼすので、各場合に適切な中庸を得るを尊ぶ。さて仁は慈愛の徳であるが、更に詳しく仁の内容を述べて見よう。論語中に見ゆる所を綜合して考ふると、種々の概念が仁中に含まれて居るのを發見する。今問題を簡單にする爲めに、先づ圖を以て示せば、



先づ政治的方面からいふと、仁者が人の長となれば必ず能く民を安んじ、恩澤四海に加はるであらう。若し王者あらば必ず世にして後仁といふのは其意味である。世とは三十年をいふ。……次に倫理的方面に就ては、又之を對他、對己の二方面に分つ。他人に對しては慈愛となり、又己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲し

て人を達し、或は己の欲せざる所は人に施す無き思想となる。……斯くの如き内容を有する仁なるものは、即ち天意に本づくものなることは、蓋孔子の固く信じて疑はざる所であつた。(宇野哲人氏)

【孟子】(西紀前三七二—二八九年) 名は軻、今の山東省鄒縣の人。鄒は孔子の生れた魯と極めて近く、爲に孟子

は孔子を尊び孔子に私淑した。やゝ長じて子思の門人に學んだ。當時各國皆争つてゐたので、孟子は仁義を説き王道を主張したが聞入れられず、退いて門人萬章の徒と問答し、孔子の意を述べて孟子七篇を作つた。

的愛であるが、「四海之内、皆兄弟也」(論語顔淵篇)といふやうに、無差別的博愛と誤解される點もあるので、孟子は義を説いて仁に對立せしめた。かくの如く對立的に見る時は、仁は平等的で義は差別的、仁は普遍的で義は事の宜を制すること、解せねばならぬ。即ち義は仁が行はれる規矩を示すものと考へられる。

【四端】孟子公孫丑章句上に、惻隱之心、仁之端也。羞惡之心、義之端也。辭讓之心、禮之端也。是非之心、智之端也」とあり、此の四つを四端の心といふ。端の意味に二つあり。一は朱子の端緒説で、仁義禮智の四徳は人間に固有であつて、折に觸れて四端の心となつて本性の善の端緒が現はれるといふのである。之に對して伊藤仁齋は端本説をとり、仁義禮智は吾人に固有のものでなく、吾人には只仁義禮智となる種子が存するに過ぎぬので、惻隱の心は仁ではないが仁となるべき種子であると説くのである。此の二者の正否は容易には決し難いが、孟子の性善論の立場からは端緒説が至當と思はれる。

【仁義】孔子が單に仁を説いたに對し、孟子は仁義を説き、孟子開卷第一に梁の惠王に答へて、「王何必曰利、亦有仁義而已矣」といつてゐる。尤も孟子前にも仁義の言葉を用ひた者もあつたが、孟子が之を口を極めて主張して以來儒家の定説となつた。前述の如く、孔子の仁も差別

## 第十八課 國民道德と外來文化 (二)

### 一、儒教の影響

【五倫】 五倫の名は始めて孟子に見ゆ。中庸には之を五達道と云ふ。即ち中庸には君臣、父子、夫婦、昆弟、朋友之交の五を天下の達道といふ。こゝに注意すべきは、子思が君臣を第一位に置いたことで、これは孔子尊王の主義に本づいたものである。孟子に至つて本務の内容を説明し、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありと云つて居るが、孟子は五倫の第一位に父子を挙げ君臣を第二として居る。これは一には人間の至情を主とする爲め、二には彼が民本主義に傾いた爲めであらう。(宇野哲人氏)

【五常】 人の常に行ふべき徳目を仁義禮智信の五とし、之を五常といふ。孔子、子思は智仁勇の三徳を説き、孟子は仁義禮智の四徳を説き、漢董仲舒に至つて始めて五常を説いた。今日儒家の徳論は五常を以て定論とされてゐる。

### 二、儒教の缺點

國民道德と儒教 儒教は、國を治め天下を平にすることを理想とし、五倫五常などの徳目を立て、其の説く所は、我が國固有の風俗思想と同じものが多い。それで、其の我が國に傳來したのは、佛教に先だつこと二百餘年であるけれども、在來の國風に衝突して波瀾を起すやうなこともなく、社會の實際に適應して行はれた。故に、儒教の徳目は我が國民の道德思想を整理し、其の學説は國民道德の説明となり、其の効果の見るべきものが少くない。

けれども、儒教は他國に發展した教義であるから、その中には自ら我が國體に反する點もある。儒教傳來以後その盲信者の中には支那を尊んで中華とし、我が邦を以て自ら東夷と卑んだものもあつた。

然るに江戸時代に於ける儒教の先覺者たる藤原惺窩や林羅山等は、夙に神儒一致説を立て、熊澤蕃山は廣く佛をも研究して我が國特有の神道を高調するに至つた。

進んで山鹿素行は神國的自覺の下に我が國の優逸性を力説し、山崎闇齋は垂加神道を立て、孔孟の來襲に對する問答に於て見る如き深き國民道德の自覺に達した。

抑々儒教の説理中で我が國體と根本的に相容れぬは革命説であるが、之に關して藤田東湖は、儒教の神州に決して用ふべからざるもの二あり。曰く禪讓なり。曰く放伐なり」と云ひ、「赫々たる神州、天祖の天孫に命ぜしより、皇統一姓これを無窮に傳へ、天位の尊、猶日月の踰ゆべからざるが如し。萬世の下、徳、舜禹に匹しく、智湯武に侔しき者ありと雖も、亦唯一意上を奉じて以て天功を亮くるにあるのみ」と喝破するに至つた。

かくして儒教は長き歴史の洗煉を経て漸時に我が國民道德に同化し、且その偉大なる道德的體系は我が國民道德の體系化に極めて効果があつた。

### 三、佛敎の傳來と教理

【佛敎】 佛敎とは釋迦牟尼佛の説いた教旨である。佛は中印度迦毘羅衛城の王族釋迦族に生れたが、世の無常なるを知るに及び、自他の爲に寂靜の境地を欣求し、世務を捨て、各地を遍歴して一世の賢哲たる諸仙に師事した。

斯くて師を更へること數次に及んだが説く所何れも未究竟なりとし、或は山野に於て苦行し、或は靜地を求めて樹下に端坐思惟した。その勞空しからずして遂に無上の法門を證悟し、是れ諸仙の授くる所に非ざれば無師獨悟なりと稱し、或は前佛の知見に悟入せるものなりとした。

先づ鹿野苑に至り曾て同學たりし者五人に對して教法を説き、次で摩揭陀・波羅奈・毗舍離の諸國を遊化して當時の碩學・國王・長者を導き、或は故國に歸つて一族を化した。その説く所は濟世利人、斷惑證理の法にして専ら當時の弊習たる四姓の區別を斥けて貴賤の平等を主張した。教を乞ふ者極めて多かつた。

佛入寂の後摩揭陀國王阿闍世の外護に依り、王舍城に於て遺教を結集し、四衆相扶けて之を興隆した。佛の所説は斷惑證理の法を示せる經と、廢惡修善等の行儀に關する律とに分けられ、その根本とする所は四諦・十二因縁の説である。四諦とは、迷妄の因果たる苦・集と、證悟の因果たる滅・道とであつて、現世の苦は集に由り、此苦を滅するは道を修するに在ることを示すものである。又十二因縁とは三界に於ける迷の因果を十二に分け

たもので、即ち、無明・行・識・名色・六處・觸・受・愛・取・有・生・老死是れである。その大意を云ふと、先づ無明によつて作業あり、此に意識を生ず。意識一度起ればやがて心識(名)と之に相待する事物(色)との區別を生ず。心識の事物を縁する機關として眼・耳・鼻・舌・身・意の六根あり、以て外境に觸對する。此に苦・樂の感を生じ、進んで快樂のみを享受せんと、渴然を起すに至る。かくて遂に外界の事物に執着を起し、此に生死輪廻の果報を招くべき諸業を成就するに至る。依つて生死の苦を免れんと欲せばその根源たる無明を斷盡せねばならぬとするのである。

十二因縁は四諦の前半を詳述せるものであるに對し、その後半たる滅道の二諦を細説せるものに六度と稱する法門がある。十二因縁は迷妄の當相を示すものであるから、之を順逆兩様に觀照してその始終を明かにすべく、六度は之を行じて涅槃の彼岸に進取すべきものである。六度とは布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧の六つである。  
【八正道】 正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進・正念・正定の八支の稱である。五分律、轉法輪經等によると、此八正道は佛が成道の初、鹿野苑に於て、兩邊見

即ち世間の愛慾に沈むと、外道の苦行に耽るとを離れた中道にして、解脱の眞道なりとし、更に苦・集・滅・道の四諦を説いて、滅諦の涅槃に至る道諦なりと説いた。

正見とは世間出世間の凡てに於ける正しき見解であり正思惟とは志に欲念なくして正しく思念すること、正語とは妄語・兩舌を離れた正しき語であり、正業とは身に殺生・不與取・邪淫の邪業を離れた行の正しきことで、正命とは種畜等によつて治命せず、衣服飲食一に法の如くすること、要するに生活方法の正しきを云ひ、正精進とは邪志・邪語・邪業・邪命等の已生の惡は斷じ、其未生の惡を生ぜざらしめんとし、正志・正語・正業・正命等の已生の善は住せしめ、其未生の善を生ぜしめんと方便精進することであり、正念とは身を觀すること身の如く、法を觀すること法の如く、觀念の正しきを云ひ、最後に正定とは、欲界不善の法を離れて遂には第四禪定を成就するに至ることである。

之を要するに、八正道を行ずるには正見に發するが故に之を第一とし、正見によつて志・語・業と治命との正しきを知り、而して精進し觀念して遂に正定を得、以て正智を起して煩惱を解脱し、涅槃の果を開くものとした。

【親鸞】 (一一七三—一二六二) 淨土眞宗の宗祖。承安三年京都に生る。四歳にして父を、八歳にして母を喪ひ出家の志を發し、九歳の時慈圓慈願を拜して雜染し範安と稱した。爾來比叡山を主とし、奈良等の諸地に遊び只管顯密二教の奧義を究め、又河内磯長の聖德太子廟に參籠して祈念をこめ眞實道を求めた。

然るに建仁元年二十九歳で京都六角堂で百日の懇念を凝し、遂に法然を訪うて弟子となり名を綽空と改めた。偶々承元元年念佛停止のことあるや、法然は土佐に親鸞は越後に配さる。越後滯在中名を愚禿親鸞と呼んだと云はれる。後元仁元年五十二歳で「顯淨土教行信證文類」(六卷)を著はしてこゝに淨土眞宗を開いた。

【日蓮】 (一一二三—一二八二) 日蓮宗祖。承久四年安房の小湊に生れ、十二歳の時天台眞言の道場たる清澄山に登り道善に師事し、十六歳受戒して名を蓮長と稱した。かくて諸方を廻り、各宗の道場を歴訪して秘要を叩き、建長五年三十二歳にして安房に歸り、沈思默考の末、四月二十八日清澄山の一角旭の森に起つて茫洋たる太平洋に向ひ、南無妙法蓮華經の題目を唱ふること數遍、以て開教の宣言とし、爾來念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律

國賊の所謂四箇格言をひつさけて法華一乘の法を顯揚した。

### 五、西洋思想

本項に述べてある所は、既に本卷第九課「現代思想問題」を初め、其他所々に述べたから、夫等を参考されたい。

### 六、國民道德の發達

【現時に於ては漸次西洋思想も我が國民に同化され】 西洋の所謂個人主義自由主義の思想も漸次に日本的に清算されんとする氣運に向つてゐる。個人主義に於て、個人の自覺、個人の責任を重んずる點等は是非共我が國民道德の中に取入れられねばならぬ。又正當なる權利義務の思想も、法治國民としては是非共尊重されねばならぬ。マルクス學說の如きものに於ても、その經濟學說の一部は今日の統制經濟として、我が國情に同化して取入れられんとしてゐる。西洋思想を單に排斥し、盲目的に模倣するのは何れも當らない。要は我が國情に鑑みてその長を採り、短を捨てる批判的眼識が大切である。



### 第十九課 國家と教育

#### 一、國家と文化

【独自の國民文化】文化は一の客觀的價值であるから、確かに世界共通性を有する。哲學、科學、藝術、音樂、宗教、政治等、何れも夫等の有する文化價值が相互に理解され得るのはこゝに歸因する。所詮は人間性の共通に基くのである。併し乍ら、人類には共通性のある反面に、或る國家、或る民族に特有な特殊性を有することも絶対に否定し得ない。日本人は支那人と明に區別され、英吉利人は獨逸人と全然異なる特性を有する。畢竟人間としては各國民共通性を有するが、同時に人間は社會歴史によつて必然的に制約された宿命的存在である。人間に於ては正に一般性と特殊性とが、夫々の民族に於て独自の姿をとつて結合してゐる。かゝる特殊的一般としての個々の民族の産出した文化は、當然その固有の色彩を有する筈である。而も苟くもそれが文化である限り、一國、一民族の特性を具へ乍ら世界共通的な客觀的價值を有すべきことは當然である。かゝる固有文化の創造によつて

一國一民族の發展を圖り、延いて世界人類に貢獻するところ、文化國家としての國家の使命でなければならぬ。

【理論的・經濟的……】價値の分類は學者によつて異なる。從來廣く一般に分けられた價値分類は眞、善、美の三つ又は眞、善、美、聖の四つであるが、シュブランガーは之を理論的、經濟的、審美的、社會的、政治的、宗教的の價値に分け、夫々眞、用、美、愛、權、聖とし、六つに分けたことは現實生活の説明に極めて妥當し得るやうに思はれる。尙シュブランガーの此の分類については、卷四第十四課「個性の尊重」のところでも詳しく述べて置いたから、それを参照されたい。

#### 二、文化と教育

【シュブランガーは「元來文化生活……」】此の言葉はシュブランガーの著した「生活型式論」Lebensformen III 八〇頁にある言葉で、原文は次の如くなつてゐる。

Das Leben der Kultur vollzieht sich in zwei gleich wichtigen, aber sachlich verschiedenen Tätigkeiten: im kulturschaffenden, vermöge dessen die geistige Welt immer neue Jahresringe ansetzt, und in der kulturfürtpflanzung, durch die der kreislauf frischen Saftes in ihr aufrechterhalten wird. Diese Fortpflanzung der Kultur, die auf dem Lebendigerhalten des bereits Erarbeiteten in den werdenden Geistern beruht, nennen wir Erziehung.

乙竹博士は之を次の如くに意譯されてゐる。

「文化生活に於ては、兩箇の同様に重要な、然かも働きとしては別々な活動が生れる。その一は文化創造といふ活動であり、その二は文化蕃殖といふ活動である。この二つの働きを植物の生活に較べていふと、文化創造は樹木に於ける年輪の増加の如きものであつて、即ち、吾等の精神界に新しい年輪を加へるのが文化創造である。文化蕃殖は樹木に於ける新鮮な汁液の循環の如きものであつて、即ち、吾等の精神界に新鮮な汁液が循環してゐるのが文化蕃殖である。無論、汁液の循環と年輪の増加とは、相待ち相助けて共に必要なも

のであつて、新鮮な汁液の循環が無ければ、新しい年輪の増加を來たすことが出來ず、新しい年輪の増加を來さないやうなことは、新鮮な汁液の循環が覺束ないのであるから、これ等は別々の働きではあるけれども、共に重要な活動である。そこで、この新鮮な汁液の循環に譬へるべき文化蕃殖の中で、既に打建てられた文化を今や方に生長しつゝある人々の上に生きつゝと生かせ續かせる所に成立つ蕃殖を稱して、これを教育といふのである。」(乙竹岩造、文化教育學の新研究、九八―九九頁)

#### 三、我が國の教育

【大學・國學】大寶令中の學令に大學及び國學が擧つてゐる。大學は今でいふならば國立又は官立に當り、國學は府縣立に當る。大學生については、凡大學生取五位以上子孫及東西史部子爲之、若八位以上子情願者聽と書いてある。又大學の學科目に關しては、凡、經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲一經、孝經論語學者兼習之。

とある。又地方の國學に關する職員令に次の如く規定してある。

凡國博士醫師、各別各一人、其學生大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人、醫生各減五分之二。大學國學の場所は今日明瞭ではないが、大學は京都に奠都後二條大路の南、神泉苑の西に置かれたらしく、國學の跡として今日知られてゐるのは太宰府の學業院である。當時の大學國學の入學者は一定の有資格者に限られ、而も教育の目的は大體官吏養成にあつた。

【寺小屋】又手習所、筆學所など稱し、明治維新以前に於ける庶民教育の機關。寺小屋なる名稱は多く關西地方に行はる。其の起原甚だ古く、遠く室町時代にあり。蓋し武家政治の發達と共に文事日に衰へ、室町時代文教の權一に僧侶の手に委ねらるゝに至るや、當時學に志あるものは多く寺院に入り、僧侶を師とするの外なく、自ら寺小屋なる一種の教育機關を生ずるに至れり。(篠原、教育辭典)

【ペルリの來朝】嘉永六年六月米國水師提督ペルリは船艦四隻を率ゐて浦賀に來り、國書を捧呈して和親通商を求めた。

【邑に不學の戸無く……】學制が頒布されるに當り、八月二日太政官から布告第二百十四號として出された學事獎勵に關する仰出書にある一節である。之は明治政府教育立國の根本精神とも考へられるから、參考迄に全文を掲載する。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑのもの他なし身を備め智を開き才藝を長ずるに由るなり而て其身を備め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆゑにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫藥等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢饉に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり從來學校の設ありてより年を経ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稱に學ぶものも動もすれば國家の爲にすとい唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尙

に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是すなはち治製の習弊にして文明昔ながら才藝の長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學ばずんばあるべからず之を學ぶには宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華士族卒農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるものなり高上

に至ては其人の才能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは其父兄の誠慮たるべき事但從來治製の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすとい唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば學ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆悉へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事

右之通被仰出候條地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様便宜解釋を加へ精細申論文部省規則に隨ひ學問普及致候様方法を設可施行事

【國民教育の基礎が……】勅語第一段の終りに申された

「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」の御言葉こそは、正に日本教育の根本精神をお示しになつたものと拜察する。

【六個の帝國大學】

- 1、東京帝國大學 明治十年大學南校及び大學東校を合併して東京大學と稱したに始る。明治三十年東京帝國大學と改稱す。
- 2、京都帝國大學 明治三十年設置
- 3、東北帝國大學 明治四十年札幌農學校と仙臺に設けらるべき理科大學と相合して東北帝國大學を設置すべきを定む。
- 4、九州帝國大學 明治三十六年京都帝國大學の一部として福岡醫科大學を設けたに始る。明治四十三年獨立す。
- 5、北海道帝國大學 大正七年東北帝國大學より分離して獨立す。
- 6、大阪帝國大學 昭和六年の創設

四、我が國民教育の將來

近來「日本教育」又は「日本教育學」なる聲が強く聞こえて來た。夫等の意味する日本教育には、固より人によ

つて種々な内容が盛り込まれるやうであるが、何れも眞の日本人を作上げる教育を念願し、その爲の正しい理論を要求する點に於ては同一であるやうに思はれる。

然らば従來の教育乃至は教育理論が、眞の日本人を教育する上に妥當ならざる點のあつたことが想像される。然り、今日一般に文化に關しても日本文化或は國民文化が強調される如く、教育に於ても日本教育又は日本教育學成立の可能が首肯される譯である。今日教育上一般に主知主義より主情意主義へ、空漠たる世界主義より郷土主義又は國民主義の教育への轉換が叫ばれてゐる。新興日本教育は之等の缺陷を矯め、正に日本人の眞正なる陶冶を目圖せねばならぬ。

併し日本教育乃至日本教育學は決して盲目的な排外主義、利己的國家主義であつてはならぬ。廣く世界の文化を攝取して我が皇國永遠の基礎を培ひ、國民文化の内容を愈々向上發展せしめ、日本國民をして眞に國家の隆盛と世界人類の向上の爲に奉仕し得るやうな陶冶をすべきである。

今や義務教育年限延長論が問題となつてゐる。國民の健全なる發達は一に健全な教育に期せねばならぬ。國

家百年の大計を考へるものは、宜しく非常時國民教育の更生を企圖し、世界の日本をして愈々磐石の基礎の上に培ひたいと思ふ。

昭和十二年五月三日印刷  
昭和十二年五月七日發行

非賣品

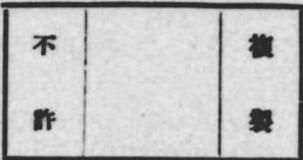
編纂者 岡本 作次郎

發行者 辻本 正雄

印刷者 共榮 舍

株式会社 共榮舍 印刷

中等新修身書付



代表者 百目木智穂

發行所

東京市神田區神保町二ノ四〇  
電話九段(33)二二三六九番

弘道館

發行所

東京市丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

丸の内區

